

## 2. 各種の広報・啓発活動

### (1) 各種の週間・月間等の取組

このほか各種の週間・月間等の活動の中でも、障害のある人への理解を深めるための広報・啓発活動が展開された。

9月1日から30日までの「障害者雇用支援月間」においては、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、障害のある方々から募集した絵画や写真を原画とした啓発用ポスターが作成され、全国に掲示されたほか、障害者雇用優良事業所等表彰、障害者雇用支援月間ポスター原画表彰及び優秀勤労障害者表彰を始め、各都道府県においても、障害者雇用促進のための啓発活動が実施された。

10月21日から27日までの「第67回精神保健福祉普及運動」の期間においては、精神障害のある人に対する早期かつ適切な医療の提供及び社会復帰の促進等について、国民の理解を深めることを目的として、精神保健福祉全国大会を始めとする諸行事が実施された。

12月4日から10日までの「人権週間」においては、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、障害のある人に対する偏見や差別を解消することを含め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、法務省の人権擁護機関である法務局・地方法務局及び人権擁護委員等により、全国各地で講演会の開催、ポスター・パンフレットの作成・配布等の広報・啓発活動が実施された。

2007年12月、国連総会本会議において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が採択されたことを受け、厚生労働省では、毎年、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るためのシンポジウム等を開催している。2019年4月6日には、「輝く人・照らす人」をテーマとしたシンポジウムを開催した。

また、世界自閉症啓発デーを含む4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」においては、全国の地方公共団体や関係団体等により様々な啓発活動が実施された。

### (2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣及び高齢社会対策又は障害者施策を担当する大臣が、毎年度、表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。2019年度においては、9個人・団体を表彰した(図表1-1)。



バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式(2019年12月/写真:内閣府)

## ■ 図表 1-1 令和元年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 受賞者

### ○内閣総理大臣表彰

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般社団法人 日本玩具協会<br>(東京都墨田区)<br>【経済産業省推薦】 | 一般社団法人日本玩具協会は、玩具の製造・流通業者からなる業界団体で、1967年の設立以降、「優良な玩具の提供を通して、子供たちの夢と豊かな情操を育むこと」及び「新しい生活文化を創造すること」を理念として掲げ、玩具安全や見本市開催などの各種事業を実施している。同協会は、一人でも多くの子供たちに楽しいおもちゃを届けたいという願いの下、玩具業界の社会還元の一環として、1990年3月に「共遊玩具」の開発推進と普及の活動を開始した。「共遊玩具」は、目や耳に障害がある子供たちも、健常児と同様に、楽しく遊べるよう「配慮」が施されたおもちゃであり、一般市場向けに造られ販売されているものである。 |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### ○内閣府特命担当大臣表彰 優良賞

|                                                 |                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| WHILL株式会社<br>(神奈川県横浜市)<br>【横浜市推薦】               | 100Mというわずかな距離でも、段差、悪路などの物理的なハードルだけでなく、車椅子に乗ることへの心理的なバリアで外出をためらうという車椅子利用者の声を聞き、社会の課題をデザインとテクノロジーの力で解決した電動車椅子を開発した。                                             |
| 中橋 真紀人<br>(東京都足立区)<br>【厚生労働省推薦】                 | 映像プロデューサーとして活躍。福祉や人権をテーマとする記録映画や劇映画の自主制作を行っており、その上映・普及に取り組んでいる。一般公開を行う映像作品においては、日本語字幕や副音声というバリアフリー版を常に用意。その上映普及を推奨し、どの上映館においても、聴覚障害者や視覚障害者が鑑賞に参加できる条件を確保している。 |
| 特定非営利活動法人 バリアフリーネットワーク会議<br>(沖縄県沖縄市)<br>【沖縄県推薦】 | 障害者、高齢者、その他の手助けを必要とする人々の生活や余暇活動時における介助等を包括的に支援している。すべての人々が健やかに自由に暮らせる地域社会づくりを目的とし、“真のバリアフリー社会”の実現・ハンディキャップのある人々の積極的な社会参加への実現に寄与する活動を行っている。                    |
| 富士市<br>(静岡県富士市)<br>【静岡県推薦】                      | 富士市では、2017年4月に、市と市議会が協働し、「様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての方が自ら選択した仕事に従事すること」を目指し、「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」を施行するとともに、「ユニバーサル就労支援センター」を開設し、「ユニバーサル就労」を推進している。       |

### ○内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞

|                                                  |                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社システムギアビジョン<br>(兵庫県宝塚市)<br>【厚生労働省推薦】          | 株式会社システムギアビジョンでは、主に見えにくい人、見えない人、聞こえにくい人、聞こえない人のための支援用具・機器の企画、開発、販売、保守及び輸出入を行っている。また、機器の企画、開発、販売、保守、輸出入に留まらず、視覚障害者団体の活動支援や、眼科への情報提供、販売店や支援団体とのネットワーク構築などにより、ロービジョンケアの普及や視覚障害者の就労支援など、視覚障害者のQOL(Quality of Life:生活の質)向上に貢献している。      |
| 特定非営利活動法人 せんだいアビリティネットワーク<br>(宮城県仙台市)<br>【仙台市推薦】 | 意思表示に高い困難性を持つALS等の進行性神経難病患者等重度障害者の生活の質(QOL)と尊厳を守るため、重度障害者用意思伝達装置等によるコミュニケーションの確立・維持に必要な技術支援を安定かつ継続的に提供するとともに、障害のある方へのIT機器の利活用支援やIT機器を活用した在宅就労支援に取り組んでいる。2011年5月から仙台市民対応分については、仙台市より「仙台市重度障害者コミュニケーション支援センター」として業務を受託し支援を行っている。     |
| 株式会社ファンケル<br>(神奈川県横浜市)<br>【神奈川県推薦】               | 社会貢献活動の一環として、「無償」で、高齢者や視覚障がい者向けのメイクセミナーや特別支援学校の生徒向けに「身だしなみセミナー」を実施したり、視覚障がい者や高齢者がより簡単に商品を使えるための、「タッチマークシール」を開発することを通して、従業員が心のバリアフリーを大切にする企業文化を醸成している。                                                                              |
| 特定非営利活動法人 横濱ジェントルタウン倶楽部<br>(神奈川県横浜市)<br>【横浜市推薦】  | 人にやさしいまち(ジェントルタウン)づくりを目指し、横浜市内の福祉のまちづくりを推進するための活動を実施している。障害当事者、商店街、まちづくり専門家、NPOなど多様な立場のメンバーが協力して、事業者と障害者の交流イベントの開催、障害者のサポートや心のバリアフリーを実践で学ぶバリアフリー散策の開催、地域のマップと店舗紹介のガイドブックや視覚障害者にも触ってわかる地図である「触る地図シリーズ」の作成、福祉教育・研修の実施などさまざまな活動をしている。 |

資料：内閣府

### 3. ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）に基づき、2019年8月、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、初めて公表した。

# TOPICS

## ユニバーサル社会の実現に向けた取組の推進について

全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）が2018年12月に成立し、同月から施行された。

2019年8月には、同法に基づき、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、初めて公表した。

今後も、関係省庁が連携しながら、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進することとしている。

## ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の概要

**目的** ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進すること。

**本法のポイント** ①障害者、高齢者等に関する施策の実施状況の一元的な公表（第2）  
②ユニバーサル社会推進会議の設置による情報共有と関連法律の施策の推進（第4）  
③施策実施段階における障害者、高齢者等からの意見の反映（第3の2）

### 第1 総則

- 1 定義
  - ・「ユニバーサル社会」＝障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会
  - ・「障害者、高齢者等」＝障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者
  - ・「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策」＝障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、(1)～(5)を達成することを目指す行われる諸施策
    - (1) 障害者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去
    - (2) 障害者、高齢者等があらゆる分野における活動に参画する機会の確保
    - (3) 障害者、高齢者等が、安全かつ安心して生活を営むことができること。
    - (4) 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用できること。
    - (5) 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとする。
- 2 国及び地方公共団体の責務、事業者及び国民の努力
- 3 法制上の措置等
  - ・法制上、財政上の措置等を講ずる国の義務を規定
  - ・法制上、財政上の措置等を講ずる地方公共団体の努力義務を規定

### 第2 諸施策の実施状況の公表

- ◆政府は、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないこと。

### 第3 諸施策の策定・実施に当たっての留意等

- 1 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たり、(1)～(6)に特に留意しなければならない。
  - (1) 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者の、教育の内容及び方法の改善及び充実
  - (2) 障害者、高齢者等の多様な就業の機会を確保
  - (3) 障害者、高齢者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保
  - (4) 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段の確保
  - (5) 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置
  - (6) 選挙等に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができること。
- 2 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し及び実施するに当たり、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- 3 国及び地方公共団体によるユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等
- 4 国及び地方公共団体による、障害者、高齢者等が利用しやすい施設及び製品の普及等

### 第4 ユニバーサル社会推進会議

- ◆関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設置

### その他

- 1 施行日：公布の日から施行
- 2 施行後3年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

## 4. 障害者施策に関する情報提供等

各種障害者施策の状況について積極的に情報提供していくことは、施策を進める上で欠くことのできないものである。

2012年5月に設置された「障害者政策委員会」は、全国の障害のある人を始め関係者の関心が高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、2019年度においても積極的な情報提供に配慮している。

具体的には、会議の開始から終了までの全状況をインターネットによるオンデマンド配信として、動画、音声、手話及び要約筆記の文字情報により一定期間提供している。これに加え、会議資料を当日の会議開始と同時に内閣府のホームページに掲載するとともに、終了した会議については議事録を掲載している。また、障害者政策委員会の運営に当たっては、障害のある委員及び傍聴者の参画に資するため、視覚障害者のための資料の点字訳の提供、聴覚障害者のための手話通訳者の配置、要約筆記の提供、磁気ループの敷設などの配慮を講じている。

## 5. 障害者白書のマルチメディアディジー化

「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)第13条に基づき、障害者のために講じた施策の概況について、毎年、政府が国会に提出する年次報告書である本「障害者白書」については、平成28年版障害者白書(平成27年度障害者施策の概況)より、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格として近年用いられている情報システムである「マルチメディアディジー(\*)」版を作成し、内閣府のホームページにおいて公表している。

【内閣府ホームページ:<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r01hakusho/zenbun/index-w.html>】

※: マルチメディアディジー図書は、音声にテキストおよび画像をシンクロ(同期)させることができるため、使用者は音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見る等、一人一人のニーズに合った「読み」のスタイルを可能にするもの(デジタル録音図書)。視覚障害者のほか、学習障害、知的障害、精神障害等のある人にとっても、今後有効なツールとなっていくものと考えられる。

〈マルチメディアディジーの特徴〉

- ・ 目次から読みたい章や節、任意のページに移ることが可能
- ・ 最新の情報圧縮技術で一枚のCDに50時間以上の収録が可能
- ・ 音声にテキスト、画像をシンクロ(同期)させることが可能
- ・ 再生ソフトの機能により、個々のニーズに合った読み方が可能

### 【内閣府ホームページ掲載例】



(出典：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

## 6. 教育・福祉における取組

### (1) 学校教育における取組－交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすることは、全ての幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっている。

このため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（2017年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づき、「心のバリアフリー学習推進会議」を設置し、2018年2月に「学校における交流及び共同学習の推進について～『心のバリアフリー』の実現に向けて～」を取りまとめた。提言を踏まえ、2019年3月に、学校において交流及び共同学習を行う際の参考となるよう、「交流及び共同学習ガイド」の改訂を行い、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの観点からの取組事例を掲載した。

## 「交流及び共同学習ガイド」（2019年3月改訂）

※文部科学省HPにおいて全文掲載

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/010.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010.htm)

### ◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

### ◆第2章 交流及び共同学習の展開

#### 1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

#### 2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

#### 3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

#### 4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

#### 5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけでなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

### ◆第3章 取組事例 （※7つの事例を紹介）

#### ＜音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習＞



※福井県

#### ＜障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習＞



※青森県

## (2) 地域住民への広報・啓発

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、幼児児童生徒と教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

社会教育施設等における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つと位置付け、青少年や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を行っている。

## 7. ボランティア活動の推進

### (1) 学校におけるボランティア教育

学習指導要領において、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において、思いやりの心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを図っている。

また、高等学校等においては、生徒が行うボランティア活動などの学校外における学修について、校長が教育上有益と認めるときは合計36単位を上限として単位として認定することが可能となっている。

### (2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

ボランティア活動の振興の基盤整備については、全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を実施している。「全国ボランティア・市民活動振興センター」では、ボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を実施している。

内閣府では、地域における共生社会の実現に向けた課題解決に対応できる人材育成を目的とした「地域課題対応人材育成事業『地域コアリーダープログラム』」を実施した。

このプログラムは、障害者関連、高齢者関連、青少年関連のそれぞれの3分野において、地域における社会活動に携わる日本の青年を海外に派遣するとともに、海外の様々な組織で活動する青年リーダーを日本に招へいして地域における課題の共有や意見交換等を通じて相互に交流することにより、我が国の地域社会活動の中核を担う青年リーダーの非営利団体の運営、国・企業・地方公共団体等との連携及び人的ネットワーク形成の方法等の実務的な能力の向上及び各国、各分野間のネットワークの形成を図るものである。

このうち障害者関連分野について、2019年度は、11月に日本青年9名（団長含む）をイタリアに派遣し、11～12月にオランダ、イタリア及びフィンランドの青年リーダー計9名を日本に招へいした。



イタリアの「筋ジストロフィーと戦うイタリア連合」デイセンター利用者と交流（写真：内閣府）



イタリアのアントニオ・ロスミニ小学校を視察（イタリアは障害の有無に関わらず通常学校への通学を保証）（写真：内閣府）

## 8. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始め公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国7か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。

更生保護官署職員に対しては、各種研修において、職員の経験や業務内容に応じ、障害のある人や障害特性に対する理解を含む人権全般に関する知識等を深めるための講義や精神障害のある人等が入所する施設等の見学を実施するなどし、障害のある人に対する理解の促進とその徹底を図っている。

法務省の人権擁護機関では、中央省庁等の職員を対象として、人権に関する国家公務員等の理解と認識を深めることを目的とした「人権に関する国家公務員等研修会」を、また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象として、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」を実施している。その中で、障害のある人をテーマとした人権問題も取り上げている。これらの取組を通して、障害のある人の人権問題を含む各種人権問題への理解と配慮の必要性を訴えている。このほか、検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員及び裁判官・家庭裁判所調査官に対する研修等に講師を派遣し、法執行機関及び司法機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めている。

日本司法支援センター（法テラス）では、本部の担当職員が公益財団法人日本ケアフィット共育機構が認定するサービス介助士の資格を取得し、全国の職員が参加する研修で、障害のある人への支援の方法や、利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応方法等の知識を伝達し、各地の取組につなげている。さらに、各地で取り組んだ障害のある人への合理的配慮等を全国の職員間で共有することで、法テラス全体における職員の対応や事務所の環境の改善につなげている。